

(仮訳)

S 型口座の取扱い条件の改正に関するロシア銀行理事会決定

ロシア銀行理事会は、2023 年 6 月 9 日、「2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦大統領令『特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について』が定める義務履行手順が適用される取引（オペレーション）の決済および実行（履行）を目的とした S 型口座の取扱い条件の設定に関する 2022 年 11 月 21 日付ロシア銀行理事会決定」に以下の変更を加えることを決定した：

1.1. 第 1 項を以下の文言に変更する：

「1. 2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦大統領令第 95 号『特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について』（以下、「大統領令第 95 号」）第 5 項にしたがい、居住者（法人、自然人、居住者である銀行）または非居住者（法人、自然人、非居住者である銀行）に対してロシア連邦通貨建てで公認銀行に開設される S 型銀行口座、ロシア連邦の法にしたがって設立された預託機関（以下、「預託機関」）に開設される（開設されている）S 型証券口座（S 型所有者証券口座、S 型信託管理人証券口座、S 型外国名目所持人証券口座、S 型外国カストディアン証券口座、S 型預託プログラム証券口座、S 型通商証券口座）（以下、「S 型証券口座」）およびクリアリング証券口座に付随して開設された S 型証券副口座（以下、「S 型証券副口座」）、ならびに非居住者である顧客のロシア連邦通貨建て金銭を計上するための S 型ブローカー口座、非居住者である顧客のロシア連邦通貨建て金銭を計上するための S 型特別ブローカー口座、非居住者のロシア連邦通貨建て金銭を計上するための S 型クリアリング銀行口座、非居住者のロシア連邦通貨建て金銭を計上するための S 型通商銀行口座、および顧客のロシア通貨建て金銭を計上するための S 型信託管理銀行口座につき、次に掲げるその取扱い条件を定める。」。

1.2. 第 1 項 1.1 号において：

第 5 段落の「S 型通商銀行口座」という文言のあとに「、S 型信託管理銀行口座」という文言を追加する：

第 11 段落の「S 型クリアリング銀行口座」という文言のあとに「、S 型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

第 12 段落の「S 型特別ブローカー口座」という文言のあとに「または S 型ブローカー口座、S 型信託管理銀行口座を開設した管理人に対する」という文言を追加する：

以下を内容とする段落を追加する：

「非居住者に対して開設された S 型銀行口座および居住者に対して開設された S 型銀行口座には、ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の還付金の振込みも行うことができる。」。

1.3. 第1項 1.3 号において：

第4段落の「S型通商銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

第11段落の「S型クリアリング銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

以下を内容とする段落を追加する：

「S型ブローカー口座には、ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の還付金の振込みも行うことができる。」

1.4. 第1項 1.4 号において、

第4段落の「S型通商銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

第11段落の「S型クリアリング銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

以下を内容とする段落を追加する。

「S型特別ブローカー口座には、ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の還付金の振込みも行うことができる。」。

1.5. 第1項 1.5 号において：

第4段落の「S型通商銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

第10段落の「S型通商銀行口座、S型クリアリング銀行口座」という文言を「S型通商銀行口座、S型クリアリング銀行口座、S型信託管理銀行口座；」という文言に差し替える；

以下を内容とする段落を追加する：

「S型クリアリング銀行口座には、ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の還付金の振込みも行うことができる。」。

1.6. 第1項 1.6 号において：

第4段落の「S型通商銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」という文言を追加する；

第9段落の「S型クリアリング銀行口座」という文言のあとに「、S型信託管理銀行口座」と

いう文言を追加する；

以下を内容とする段落を追加する：

「S 型通商銀行口座には、ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の還付金の振込みも行うことができる。」。

1.7. 第 1 項に以下を内容とする 1.7 号を追加する：

「1.7. S 型信託管理銀行口座の取扱い条件

S 型信託管理銀行口座には、次に掲げる金銭を振り込むことができる：

大統領令第 95 号が定める義務履行手順が適用されるオペレーション（取引）に係わる居住者からの金銭；

ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会小委員会が許可したオペレーション（取引）に係わる居住者からの金銭；

S 型銀行口座、S 型ブローカー口座、S 型特別ブローカー口座、S 型クリアリング銀行口座、S 型通商銀行口座、S 型信託管理銀行口座からの送金；

ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の還付金；

S 型信託管理銀行口座から誤って引き落とされた金銭；

S 型信託管理銀行口座からは、次に掲げる事項の実行を目的として金銭を引き落とすことができる：

ロシア連邦の予算法にしたがって納付されるべき税、関税、手数料およびその他の義務的支払金の納付；

ロシア財務省が競争入札に付した連邦債の買付けのための送金、およびそれらの流通の際の送金；

取引所取引によって公開で発行される（流通する）ロシアの発行者のコーポレート有価証券の取得のための送金；

S 型銀行口座に対する送金；

S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座、S 型通商銀行口座、S 型クリアリング銀行口座、S 型信託管理銀行口座に対する送金；

口座に係わるサービスを実施する公認銀行、S 型特別ブローカー口座または S 型ブローカー口座の開設を行ったブローカー、S 型信託管理銀行口座の開設を行った管理人、および S 型証券口座の管理を行う預託機関に対する手数料、ならびに S 型証券口座に振り替えられる有価証券に係わる取引の実行に係わるその他の手数料の支払い；

大統領令第 95 号が定める義務履行手順が適用されるオペレーション（取引）に係わる違約金（罰金、延滞料）の支払いにあたっての居住者あての送金：

S 型信託管理銀行口座に誤って振り込まれた金銭の返還。」。

1.8. 第 2 項を以下の文言に変更する：

「S 型証券口座は、ロシアの預託機関においてサービスを受けている、およびロシアの預託機関によるサービスを受けることができるすべての非居住者であって、有価証券に対する権利の登録を行う外国の組織ではない者に対して開設される。ただし、次に掲げる者をのぞく：

大統領令第 95 号第 1 項にもとづく外国債権者ではない非居住者、ならびに大統領令第 95 号第 12 項 a) 号および b) 号の要求事項に同時に適合する非居住者；

2022 年 10 月 15 日付ロシア連邦大統領令第 738 号「いくつかのロシア連邦大統領令の適用について」第 1 項 c) 号に掲げる国際機関；

決済預託機関においてクリアリング証券口座に付随して開設される証券副口座をのぞき、S 型証券口座は、ロシアの預託機関においてサービスを受けている、およびロシアの預託機関によるサービスを受けることができるすべての非居住者であって、有価証券に対する権利の登録を行う外国の組織である者に対して開設される。ただし、次に掲げる条件が同時に遵守されていることを条件とする：

クリアリング証券口座が、2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦政府指令第 430-r 号に掲げる外国国家以外を登記地とする外国の取引組織機関（外国の取引所を含む）の取引において締結された契約にもとづく義務の清算結果にしたがって中央決済機関が決済を行うにあたって使用されるものであり、かつ、当該の中央決済機関が上記の取引において中央決済機関としての機能を果たしている；

本項第 5 段落が定める決済の実施を目的とする取引（オペレーション）の実行に関して、2022 年 3 月 1 日付ロシア連邦大統領令第 81 号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第 1 項 b) 号が定める許可が、中央決済機関および決済預託機関に対して発行されている；

証券副口座に計上されているのが外国の有価証券のみであること；

証券副口座に対して、当該の決済預託機関において開設された S 型証券口座（証券副口座）から引き出された有価証券が振り替えられないことがないこと。」。

2022 年 11 月 21 日付ロシア銀行理事会決定の改正に関するロシア銀行理事会決定は、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア銀行公式サイトにおいてそれが公表された日より適用される。